

議事日程(第2号)

平成29年2月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 平成29年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成29年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成29年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成29年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成29年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成29年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成29年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成29年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第18号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第19号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

- 日程第21 議案第30号 対馬市水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第24 議案第33号 対馬市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議案第34号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第26 議案第35号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 日程第27 議案第36号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大増地区）
- 日程第28 議案第37号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰐浦地区）
- 日程第29 議案第38号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰐浦地区）
- 日程第30 議案第39号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰐浦地区）
- 日程第31 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（志多留地区）
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 発議第1号 盗難仏像の早期返還を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 平成29年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成29年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成29年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成29年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成29年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成29年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成29年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算

- 日程第8 議案第17号 平成29年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第18号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第19号 対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第24 議案第33号 対馬市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議案第34号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第26 議案第35号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 日程第27 議案第36号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大増地区）
- 日程第28 議案第37号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰯

浦地区)

日程第29 議案第38号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (鰐浦地区)

日程第30 議案第39号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (鰐浦地区)

日程第31 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (志多留地区)

日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第33 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第34 発議第1号 盗難仏像の早期返還を求める意見書

出席議員 (20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	梅野 浩二君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	豊田 充君
総務課長	有江 正光君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	仁位 孝良君
健康づくり推進部長	福井 順一君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	佐伯 廣教君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	須川 善美君
中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	多田 幸喜君
消防長	永留 弘和君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

配付しております議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第14号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第10号、平成29年度対馬市診療所特別会計予算から日程第5、議案第14号、平成29年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、福井順一君。

○健康づくり推進部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第10号、平成29年度対馬市診療所特別会計及び議案第14号、平成29年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

議案第10号、平成29年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,821万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものであります。

平成29年度は、平成28年度当初予算に比ばまして1,173万3,000円、約2.4%の増額となっております。

主なものを説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の診療収入2億3,365万2,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等手数料の収入見込み額を273万5,000円。

3款県支出金1項県補助金は、へき地医療対策費補助金を1,500万円。

4款繰入金は、一般会計からの繰入金を2億1,320万円計上しております。28年度に比ばまして約5,100万円の増額であります。

6款諸収入1項雑入は、予防接種、特定健診等による収入3,312万3,000円を計上しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、主なものといたしましては、1節報酬は、診療所看護師等報酬として3,717万5,000円、8節報償費は、いづはら、豊玉、仁田各診療所の医師6名分として1億3,909万6,000円、13節委託料は、出張診療所への医師等派遣委託料、施設整備等の保守・点検委託料など3,445万2,000円。

10ページ、11ページをお願いいたします。15節工事請負費は、佐須奈診療所受配電設備改修工事164万2,000円です。19節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営等補助金など1,443万6,000円、合わせまして、一般管理費は3億7,290万9,000円を計上しております。

2款医業費は、直営診療所の医療用器具リース代、医薬材料費など1億2,530万1,000円を計上しております。

以上で、診療所特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第14号、平成29年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

介護保険地域支援事業は、介護保険制度の改正により、要支援1及び2の認定者や、新たに基本チェックリストにより介護予防支援が必要と判定された者を対象に、訪問型、通所型の介護予防・日常生活支援総合事業が組み込まれたこと、また、包括的支援事業の中で認知症施設等の充実を図るために、自治体は、その体制を構築することになっており、平成29年度から予算編成は大きく変更しております。

まず、1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,055万7,000円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるものとするものであります。

平成29年度は、平成28年度に比べまして1億1,431万8,000円、約83.9%の増額となっております。

歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款財産収入は、介護保険地域支援事業基金利子7,000円。

2款繰入金は、介護保険特別会計から繰入金2億1,385万3,000円を計上しております。

平成28年度までは、介護保険地域支援事業特別会計には、介護保険事業計画により算出された介護保険特別会計から2.8%を繰り入れるルールとなっておりますが、平成29年度から新たに総合事業等を介護保険地域支援事業で行うことになり、従来型の2.8%プラス総合事業費分ということになります。

4款諸収入1項サービス事業収入は、3,669万6,000円を計上しております。従来型の介護保険サービス事業収入として2,402万4,000円、29年度から新たな取り組む総合事業として介護予防ケアマネジメント事業収入1,267万2,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、1億506万8,000円を計上しております。主なものは、地域包括支援センター3カ所の運営経費として職員等の人件費、運営協議会開催のための経費のほか、社会福祉協議会から専門職員として派遣をいただいております4名分の給与等負担金であります。2項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費は、13節委託料に短期集中型サービス委託料1,719万4,000円を計上しております。これは、平成29年度から新たにサービスを受けようとする人は、まず、病院のリハビリ室の職員と包括支援センター職員による短期集中型サービスを受けることになり、その経費となります。

10ページ11ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金は、介護予防・生活支援サービス事業、高額介護サービス費負担金合わせまして6,907万3,000円、2目介護予防ケアマネジメント事業費は2,466万2,000円、3目一般介護予防事業費、これまでも実施しております介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、また、介護予防実施団体への助成金など609万2,000円を計上しております。合わせまして1億1,737万7,000円を計上しております。3項包括的支援事業・任意事業費は875万7,000円を計上しております。認知症を理解するための講演会開催や認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見人制度報酬助成のほか、在宅歯科診療補助金、介護用品支給の扶助費などが主なものであります。4項その他諸費は、総合事業の開始に伴い、事業所が国保連合会に請求する書類の審査・支払い手数料44万1,000円であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料として1,890万6,000円。

3款基金積立金は、介護保険地域支援事業基金積立金として8,000円を計上しております。

以上、健康づくり推進部が所管する議案第10号、診療所特別会計及び議案第14号、介護保険地域支援事業特別会計の提案理由の説明を終わります。

また、各特別会計予算書の後方に、給与費明細書を添付しております。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第11号から議案第13号の3件につきまして、福祉保険部より、その提案理由と内容について、続けて御説

明申し上げます。

まず、議案第11号、平成29年度対馬市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。
1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億4,665万8,000円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借入金の最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

平成29年度は、主に保険給付費の増額により、平成28年度に比べまして全体で約4.3%の増となっております。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等を合わせて10億6,570万2,000円を計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、1目療養給付費等負担金9億2,542万3,000円、2目高額医療費共同事業負担金6,435万4,000円、3目特定健康診査等負担金636万9,000円、2項国庫補助金は、財政調整交付金を2億6,212万5,000円計上しております。

4款療養給付費交付金は、退職被保険者の給付費に伴う社会保険診療報酬支払い基金からの交付金といたしまして7,757万円。

5款前期高齢者交付金は、保険者間において前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため交付されるもので9億9,810万9,000円を計上しております。

14ページ、15ページの中段です。

8款1項1目共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金合わせまして17億7,085万7,000円の計上であります。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金、2節職員給与費等繰入金、3節出産育児一時金等繰入金、そして、4節の財政安定化支援事業繰入金、合わせまして4億2,528万9,000円を計上しております。

16ページに移ります。

中段、12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金など400万

2,000円であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、主なものといたしましては、3目医療費適正化特別対策事業、12節役務費の中のレセプト点検事務共同事業手数料は、国保連合会に委託し2次審査といたしまして、医療と調剤などの点検を実施しているもので、171万1,000円を計上しております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2項徴税費は2,244万4,000円の計上であります。主なものといたしましては、嘱託職員の雇用、納税組合交付金、過誤納還付金などであります。予算書の中段の3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等であります。

その下、2款保険給付費でございますが、1項療養諸費と次のページ、24ページになりますが、2項高額療養費につきましては、高額薬剤等の影響もあって前年度当初予算より大きく伸びております。4項1目出産育児一時金は、70名分2,940万円、26ページ上段、5項1目葬祭費は80件を見込み、1件当たり2万円の160万円の計上であります。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務拠出金等として、5億4,861万5,000円。

4款前期高齢者納付金等は、支払基金から交付される前期高齢者——ここでは65歳から74歳までをいいます——の交付金に対する納付金と事務拠出金として207万9,000円。

6款介護納付金は、介護給付費に対する第2号被保険者——ここでは40歳以上から65歳未満の人をいいます——の負担分ではありますが、2億6,690万1,000円の計上であります。

28ページ、29ページをお願いいたします。

7款1項共同事業拠出金は、1目と2目の両拠出金合わせまして、16億5,680万5,000円の計上であります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、その主なものといたしましては、特定健診の受診率向上のための経費として、7節の賃金や13節委託料として2,907万6,000円の計上であります。また、19節は、国民健康保険加入者が人間ドックを受診されるときに2万円を上限に助成する制度で、100名分200万円を見込み、計上しております。

30ページ、31ページをお願いいたします。

10款公債費に一時借入金利子として100万円。

12款予備費は、1億77万7,000円を計上しております。

以上が、国民健康保険特別会計でございます。

続きまして、議案第12号、平成29年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

本特別会計につきましては、県内で組織します広域連合により運営をされておりますが、その規定に基づいた保険料率等で予算化をしております。1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,416万8,000円とするものであります。第2項の説明は、省略をいたします。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、年金からの天引きであります特別徴収保険料及び納付書や口座振替で納めます普通徴収保険料合わせまして2億1,249万5,000円の計上であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金などを合わせまして1億5,899万3,000円を計上しております。

7款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合より受け入れる保険料還付金として167万円を見込み、計上。

10ページ、11ページに移ります。

5項雑入は、保険料の還付未処理の受け入れ等のため100万4,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、2,700万1,000円の計上であります。その主なものとしましては、19節の広域連合事務費負担金1,239万4,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として3億4,539万3,000円の計上でございます。

3款1項償還金及び還付加算金1目は、保険料の還付金として167万1,000円。

次の14ページです。

4款予備費に10万2,000円を計上しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計です。

続きまして、議案第13号、平成29年度対馬市介護保険特別会計について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億5,831万6,000円とするものであります。第2項の説明は、省略をいたします。

歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。6 ページ、7 ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等5億7,192万円を計上しております。

3 款国庫支出金1 項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金6億2,116万2,000円、2 項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金といたしまして4億610万円。

4 款支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金、合わせまして10億2,540万3,000円の計上であります。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

5 款県支出金1 項県負担金は、介護給付費負担金5億2,298万4,000円、2 項県補助金は、介護予防事業及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として3,178万2,000円の計上でございます。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子分15万6,000円。

7 款1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、4 節に低所得者保険料軽減負担繰入金1,425万4,000円などを合わせまして6億903万5,000円、2 項基金繰入金は介護給付費準備基金からの繰入金を6,976万9,000円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

1 款総務費1 項1 目一般管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等7,430万2,000円の計上であります。3 項1 目介護認定審査会費は、委員の報酬、意見書作成手数料など2,680万円、14 ページ、15 ページの2 目認定調査等費は、認定調査委託料など1,573万7,000円の計上でございます。

2 款保険給付費1 項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費等負担金であります。対前年比3.5%増の30億3,993万円、逆に、2 項介護予防サービス等諸費は、主に居宅介護予防サービス給付費負担金になりますが、ページは、16、17 ページです。対前年比43.4%減の1億9,300万円を計上しております。3 項その他諸費は、審査支払手数料387万2,000円、4 項高額介護サービス等費は7,214万2,000円、5 項高額医療合算介護サービス費は812万9,000円であります。ここは、ほぼ、昨年と同額の計上であり

ます。6項特定入所者介護サービス等費は2億340万円を計上しております。

18ページ、19ページをお願いいたします。

最後に、8款1項介護予防事業費と2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、介護予防・総合支援事業への移行により、介護保険地域支援事業特別会計への繰出金が大きく増加しております。

以上で、議案第11号から議案第13号まで福祉保険部が所管します3つの特別会計の提案理由の説明を終わります。

なお、各特別会計予算書の後ろのほうに、それぞれ給与費明細書をつけております。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第6. 議案第15号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議案第15号、平成29年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、平山祝詞君。

○中対馬振興部長（平山 祝詞君） ただいま議題となりました議案第15号、平成29年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,485万7,000円と定めるものでございます。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

歳入について御説明を申し上げます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款事業収入1項事業収入の229万9,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上いたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,913万5,000円は、国の赤字航路事業補助金でございます。

3款県支出金1項県補助金の478万3,000円は、赤字航路事業に対する県の補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の853万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

5 款財産収入 1 項財産運用収入は、基金利子 1,000 円。

6 款繰越金 1 項繰越金は、前年度繰越金 10 万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10 ページ及び 11 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費の 2,497 万 6,000 円は、職員、船員、旅客船航路事業改善推進委員の人件費及び旅費並びに日本旅客船協会等の負担金等を計上いたしております。

12 ページ及び 13 ページをお願いいたします。

2 款施設費 1 項施設費の 941 万 7,000 円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運行委託料が主なものでございます。その他に、船員の研修旅費、傷害保険料及び船舶保険料等を計上いたしております。

3 款公債費 1 項公債費の 36 万 4,000 円は、市営渡海船長板浦待合所及び市営渡海船の交通事業債の利子でございます。

また、4 款に予備費として 10 万円を計上いたしております。

14 ページから 20 ページには給与費明細書、21 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。御参照方、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第 7. 議案第 16 号

日程第 8. 議案第 17 号

○議長（堀江 政武君） 日程第 7、議案第 16 号、平成 29 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第 8、議案第 17 号、平成 29 年度対馬市水道事業会計予算の 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議案第 16 号、議案第 17 号は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第 16 号、平成 29 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明いた

します。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市の集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400万3,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算」によるものとなります。

次に、予算の概要を御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項使用料257万3,000円は、下水道使用料。

3款繰入金1項他会計繰入金2,135万9,000円は、一般会計からの繰入金。

4款1項繰越金1,000円は、前年度の繰越金。

5款諸収入1項雑入7万円は、下水道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費15万8,000円は、主に下水道使用水量の検針及び集金委託料であります。2目施設管理費827万4,000円は、処理施設の維持管理経費であります。

2款公債費1項公債費1,557万1,000円は、長期債償還金の元金及び利子を計上しております。

10ページに地方債の調書を添付しております。

以上が、議案第16号の概要でございます。

次に、議案第17号、平成29年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

今回は、平成29年4月1日をもって、水道事業会計と簡易水道事業特別会計を経営統合した予算となっております。

予算書、1ページをお願いいたします。

第1条、平成29年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は給水戸数1万6,132戸、年間総配水量469万7,573立方メートル、1日平均給水量は1万2,948立方メートルであります。

主要な建設改良事業は5億9,254万円で、その概要は施設整備事業等で1億4,165万円、基幹改良事業費等として3件で4億5,089万円を予定しております。

次に、第3条で、収益的収入を第1款水道事業収益11億7,577万9,000円、収益的支

出を第1款水道事業費用10億3,750万3,000円と予定額を定めております。

第4条で、資本的収入を第1款資本的収入4億8,466万5,000円、資本的支出を第1款資本的支出9億2,066万6,000円と予定額を定めております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,600万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,968万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,829万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億3,133万9,000円、繰越利益剰余金処分額2,668万4,000円で補てんするものとしております。

2ページをお願いいたします。

第4条の2項で簡易水道事業特別会計との統合により、簡易水道事業特別会計の28年度の未収金及び未払い金を、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務とし、それぞれ1億5,411万7,000円及び7,614万5,000円とするものであります。

第5条で、企業債起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第9条は、一般会計からの負担金の金額を定め、第10条で繰越利益剰余金処分額を定め、第11条は、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案するものであります。

3ページからの予算に関する説明書の中で、職員給与費については、10ページ、11ページに記載しております。また、23ページから参考資料として予算附属資料を添付いたしております。

以上で、議案第16号、議案第17号の特別会計予算の概要について説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第10号から議案第17号までの8件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

○議長（堀江 政武君） 日程第9、議案第18号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から日程第22、議案第31号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までの14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま一括議題となりました議案第18号から議案第21号までの4議案は、総務部所管ですので、続けて提案理由とその内容について御説明いたします。

まず、議案第18号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてですが、近年の少子高齢化の進展に伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるために、育児休業、介護休業等、育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案集3ページ、あわせて新旧対照表は1ページから3ページとなります。

第10条、介護又は育児を行う職員の、早出、遅出勤務に係る子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を含めるものに拡大し、第10条の2第4項では、介護のための所定外労働の免除義務などを加えるものであります。また、17条の次に、介護時間として、介護をするための連続する期間、一日につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間、給与の減額についての各項を加えることに伴い、現行の第19条の2を削除することについて所要の改正を行おうとするものです。

また、附則では、条例の施行日を平成29年4月1日と定めています。

続きまして、議案第19号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、先ほどの議案第18号とも関連しますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案集5ページ、新旧対照表は4ページから12ページでございます。

第2条における育児休業をすることができない職員のうち、第4項の次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員として、その養育する子が1歳に達する日を、1歳6カ月に達する日に改め、第2条の2では、育児休業法第2条第1項における養育する子として療育里親である職員に委託されている当該児童を加え、また、第22条第2項の部分休業の承認の育児時間に介護時間を加えることについて、関係条文の所要の改正を行おうとするものであります。

なお、附則では、条例の施行日を平成29年4月1日と定めています。

続きまして、議案第20号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は9ページ、新旧対照表は13ページです。

本市の議員報酬につきましては、平成17年7月に本則の改正が行われ、その後、一時期の減額措置もございましたが、11年以上現在の報酬額として据え置かれている状況であります。また、現行の報酬額は、長崎県下におきましても、13市中13位と最低の水準となっております。今回、御提案いたしますのは、議長報酬、現行36万円を40万円に、副議長30万6,000円を34万円に、常任委員長及び議会運営委員長29万3,000円を32万5,000円に、議員28万8,000円を32万円に、それぞれ月額報酬の額を改定しようとするものであります。

また、今回の改正条例を提案するに当たりまして、昨年の11月に特別職等報酬審議会を開催し、本年5月に対馬市議会議員が任期満了の時期であること、議員定数についても2名減の19名になっていることなどを説明し、議員報酬の額について御審議いただき、今回の改正案の額が適当であるとの答申を受けたところであります。

附則で、施行期日を新たな対馬市議会議員の任期が始まる平成29年6月1日からと定めています。

続きまして、議案第21号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を説明いたします。

議案書11ページ、新旧対照表は14ページです。

平成28年9月の定例会において、農業委員会の推進委員の報酬額年額21万5,000円の議決をいただき、この3月1日から新制度による農業委員会委員及び推進委員による農業委員会の業務が開始されるところであります。

今回の改正の内容ですが、別表中の推進委員を、国が示す農地利用最適化推進委員に改め、会長、委員及び農地利用最適化推進委員の年額を基礎年額とし、新たに活動成果に対する報酬、予算の範囲内で市長が定める額を加えるものであります。なお、今回追加する活動成果に対する報酬につきましては、国の農地利用最適化交付金事業により、活動実績、成果実績に応じた交付金が支給されることとなっています。

また、改正の内容については、農業委員会において協議、了承済みであることを申し添えます。附則において、平成29年4月1日から施行することと定めています。

以上、議案第18号から議案第21号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） ただいま一括議題となりました議案のうち、市民生活部所管の議案第22号につきまして提案理由とその内容を御説明申し上げます。

対馬市税条例等の一部を改正する条例でございますが、議案書は13ページから23ページを、新旧対照表は15ページから34ページを御参照願います。

今回の改正の主な内容は4項目ございます。

まず、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、特例認定特定非営利活動法人について、規定の整備を図るための改正でございます。

次に、個人住民税における住宅ローン控除につきましては、適用対象となる居住年月日の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで、2年半延長する改正でございます。

次は、軽自動車税のグリーン化特例につきましては、適用対象となる新規取得期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日まで、1年間延長する改正でございます。

最後は、消費税でございます。消費税の引き上げ時期の変更に伴い、所要の改正を行うものがございます。

なお、今回の改正では、あわせて附則につきましても、所要の改正を行っております。

以上で、議案第22号について提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 一括議題となりました議案のうち、議案第23号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案集の25ページをお開きください。新旧対照表は35、36ページを御参照ください。

今回の改正は、市内における教職員住宅につきまして、建築年度が古く長期間空き家になって

いる住宅は、老朽化が進み今後の居住者も見込まれず、安全面及び防犯面からも放置できないため、年次的に解体を進めていく必要がありますが、空き教職員住宅の中には、建築年度が古くても十分居住可能な住宅もあることから、教育財産としての用途を廃止し、普通財産へ移行することでU・Iターン者等の皆様向けの住宅として活用していただくことを目的に条例を改正するものでございます。

なお、条例改正を行います教職員住宅は、議案集25ページの別表中、番号101、上対馬町琴の木造平屋1戸、番号103、上対馬町舟志の木造平屋1戸、番号112、上対馬町芦見の木造平屋1戸の3戸を削るものでございます。

今後におきましても、普通財産へ移行できる空き教職員住宅につきましては、関係部局とも連携し活用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、附則で、施行期日を平成29年4月1日といたしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） 一括上程となりました議案のうち、議案第24号から議案第26号までの3件につきましては、福祉保険部所管でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第24号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由を説明申し上げます。

議案集は27ページでございます。

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを任務に設置されています。主に、地域の幼児や児童たちの健全な遊び場所として御利用いただいています児童遊園も、その一つでございますが、近年、少子化に伴い各地域での児童の減少が著しく、利用者も少なくなっております。また、あわせまして、地区が維持管理を続けていくことが困難であり、児童遊園としての機能が満たされていないため、関係する地区とも協議しました結果、この期をもって児童遊園を廃止しようとする改正案でございます。

本条例の第2条の表中、巖原町内山地区の内山児童遊園、同じく椎根地区の椎根児童遊園、同じく檜根地区の檜根児童遊園及び美津島町尾崎地区の尾崎児童遊園のそれぞれの項を削除しようとするものでございます。

なお、施行日を平成29年4月1日としております。

参考資料の一部改正条例新旧対照表の37ページに、今回の改正部分を傍線に付しておりますので、御参照ください。

以上が、議案第24号の提案理由でございます。

続きまして、議案第25号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

保育所の統廃合につきましては、対馬市保育所配置計画並びに対馬市子ども・子育て支援会議等に諮りながら進めているところでございます。

上県町の佐護へき地保育所は、園児数の減少により、平成26年4月より休園の状態でありましたが、この間も児童数が大きく好転することがなく、先般、当保育所を廃止することで保護者並びに地区の同意をいただきましたので、今回、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表38ページのとおり、本条例第2条の名称、位置及び定員の表の中から佐護へき地保育所の項を削除しようとするものでございます。

なお、施行日を平成29年4月1日といたしております。

以上が、議案第25号の提案理由でございます。

次に、議案第26号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

介護保険制度の改正等により、包括支援事業の1つ目として、在宅医療・介護連携推進事業、2つ目として、生活支援体制整備事業、そして、3つ目として、認知症総合支援事業につきましては、本市条例の規定により実施を平成30年3月31日と猶予していますが、現在、事業実施に向けての検討等を既に行っております。この場合には、当事業を実施しているものとして、取り扱って差し支えないこととされているため、猶予期間を短縮するため、今回、改正を行おうとするものであります。

新旧対照表39ページのとおり、本条例の附則において、附則第6項、第7項及び第8項中の平成30年3月31日を平成29年3月31日に改正するものであります。

なお、施行日を平成29年4月1日といたしております。

以上が、議案第24号から議案第26号までの提案理由でございます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時20分からとします。

午前11時05分休憩

午前11時19分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

休憩前に続き説明を願います。建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） 一括議題となりました議案第27号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いします。新旧対照表は40、41ページになります。

今回、改正する内容は、県が事業主体として実施する急傾斜地崩壊対策事業について、市負担額の5%を分担金として徴収しておりましたが、平成29年度以降の新規事業において、これを廃止するものでございます。

廃止の理由でございますが、本事業は、民家の裏山等の法面を保護する事業が主なもので、従来から新規採択時において、分担金が必要な障害となっていたことと、本事業の類似事業として、農林施設整備事業の自然災害防止事業並びに漁港施設整備事業の環境整備事業、急傾斜地整備がございしますが、いずれも県が事業主体の場合の分担金は徴収しておりませんので、分担金の統一化を図るとともに本事業の推進を後押しするものでございます。

また、今回の改正に伴い備考欄を削除し、附則として、平成29年4月1日から施行することを追加し、経過措置として、平成29年3月31日現在において、継続及び事業認定を受けている急傾斜地崩壊対策事業の分担金については、第3条の規定にかかわらず、市負担額の5%を徴収するものとする、を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、平山祝詞君。

○中対馬振興部長（平山 祝詞君） 一括議題となりました議案第28号、対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案書は35ページ、新旧対照表は42、43ページでございます。

旅客定期航路事業においては、貝口浮棧橋が老朽化により危険な状況であることから、平成28年10月1日から貝口への寄港を休止しているところであります。

また、現在、貝口浮棧橋の撤去事業を実施していることに伴い、平成29年4月1日から貝口への寄港を取り止めるため、同条例の別表第1及び別表第2に所要の改正が必要なことから、同条例の一部改正をしようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第29号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例について、議案第30号、対馬市水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、水道局所管の議案でありますので、続けて提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案集の39ページをお願いいたします。参考資料の45ページから49ページまで新旧対照

表を添付いたしております。

議案第29号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例についてでございますが、今回の改正は、平成29年4月1日をもって、現在の対馬市水道事業会計と対馬市簡易水道事業特別会計を統合するに当たり、所要の改正及び関係条例の廃止をしようとするものであります。

主な改正内容は、対馬市水道事業の給水区域を巖原町から上対馬町までの各給水可能区域とした一つの対馬市水道事業とし、対馬市簡易水道事業に係る各条例を廃止するものであります。

附則で、施行期日を平成29年4月1日とし、必要な経過措置について定めております。

次に、議案第30号、対馬市水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明いたします。

議案集の43ページをお願いします。参考資料50ページに新旧対照表を添付いたしております。

平成29年4月1日をもって、対馬市簡易水道条例の廃止に伴い、対馬市水道条例の一部を改正する条例、平成28年対馬市条例第29号の附則の一部を改正しようとするものであります。

附則で、施行期日を平成29年4月1日からと定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第29号、第30号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 消防長、永留弘和君。

○消防長（永留 弘和君） 一括議題となりました議案のうち、議案第31号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集45ページをお願いいたします。参考資料は51ページの新旧対照表を御参照願います。

この条例の改正につきましては、現在までに、消防団長以下、副団長及び幹部団員で組織します消防団組織等改革推進委員会におきまして、年々減少する消防団員の食い止め策をいかにするかということを最重要課題に掲げて、幾度となく協議を重ねてまいりました。

また、各分団におきましても、団員それぞれが入団の勧誘努力をしまいったところでございます。

しかしながら、努力の成果も思うように上がらず、1,900人の定員に対しまして、昨年12月現在の数字では、実員が1,466人でありまして、400人を超えて下回る状況でございます。

改革推進委員会や分団長会議におきましても、この差を埋める入団者の勧誘は、極めて困難であるという結論に達しましたために、今回、定員の改正をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、第2条中、1,900人を1,600人に改めるもので、現有団員の維持と、昨年の6月定例会におきまして御承認いただきました、機能別消防団員の入団勧誘を、各分団がそれぞれ2名以上と目標を掲げ、現有数に上乗せした数値として1,600人としたものでございます。

附則として、平成29年4月1日から施行するものと定めております。

大変簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第18号から議案第21号までの総務部関係条例4件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第22号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第23号について、質疑はありませんか。

16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 教育部長に1点、お尋ねしますが、先ほど説明をいただきました、この改正する条例案ですが、この中から今、旧別表中25ページ、この中から3戸、普通物件に変更ということですが、先ほど説明の中で、U・Iターンのために体験型住宅という、そういう言葉を聞いたんですが、この3件とも、そういう目的で今回条例を変更されようとするのか、この中に解体は含まれてないのか、その点をちょっと確認をしたい。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 御質問にお答えをいたしたいと思えます。

今回のこの3棟、3戸につきましては、定住促進用のものとして活用させていただきたいと考えておりまして、解体は、この中では入っておりません。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） そうしますと、担当部がしまづくり推進本部になるんですかね。

この3件については、私もどういう状況か、ちょっと確認をしておりますが、そのU・Iターン、定住促進のために改修をしようと考えておられるのか、まず、その点についてお尋ねをしたいと思えますが。

○議長（堀江 政武君） しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） まだ、詳細については内容を確認しておりませんが、必要な改修については行っていきたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 理解できましたけど、どういう状況かわかりませんが、依然として人口減少が進んでいく中で、やはりU・Iターンをどうにかして受け入れなきゃいけないと、これは対馬市の方針であります。そういう希望者があれば、あつてから、やっぱり私は改修なりを、もちろんそういう考えでしょうけど、果たしてこういう、地理的な条件がいろいろありましようし、そこあたりよく考えて次の手を打っていただきたいということを、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 小川議員からのお尋ねとも関連するんですけども、今の教員住宅の取り扱いで、先般の定例会の折に、教職員住宅の空きの分の活用について取り上げたところなんです。一般財産への、変えるということで、協議を市長部局とするということがありましたけども、この3件以外に、ほかに検討してあるのがどういう状況になっているか説明をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 今回の3戸の教員住宅につきましては、担当部局と現地を確認をさせていただきまして、修繕等も入るかもしれませんが、すぐに入居できるような状況ということで、今回、条例改正をさせていただいている状況でございます。

今後におきましても、担当部署のほうと連携を図りながら、活用できる住宅につきましては、普通財産への所管替えを行っていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 協議を進めていくということですが、対象となるような戸数ですね、およそどれぐらいが考えてあるのか、今の時点で、もしわかれば教えてください。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 現在のところは、まだ協議できている段階が、この3戸でございます。今後、調整という形になってくるかと思ひまして、現在のところは把握していない状況でございます。

○議員（2番 小島 徳重君） 結構です。

○議長（堀江 政武君） はい。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第24号から議案第26号までの福祉保険部関係条例3件に

ついて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第27号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第28号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第29号及び議案第30号の水道局関係条例2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 最後に、議案第31号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております14件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。14件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから14件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第18号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市税条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、対馬市水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、対馬市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

○議長（堀江 政武君） 日程第23、議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について及び日程第24、議案第33号、対馬市過疎地域自立促進計画の変更についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案は、しまづくり推進部所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております22辺地のうち新規計画が、美津島町大船越・小船越・賀谷、豊玉町横浦・鑓川・大綱・小綱、峰町津柳、上県町佐護・久原の10辺地で、変更計画が、巖原町大調・下原、美津島町雞知、豊玉町仁位・塩浜、峰町佐賀、上県町佐須奈・仁田、上対馬町泉・比田勝・琴・芦見の12辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容を御説明いたします。

48ページ、総合整備計画書（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、大船越辺地は、スクールバスの老朽化に伴い、これを更新する計画でございます。

次に、49ページ、小船越辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

なお、5つの辺地で車両の更新を計画しておりますので、事業費は5つの辺地とも同額で計上しております。

次に、50ページ、賀谷辺地でございますが、収益率の高い利用間伐の実施、将来的な主伐、その後の更新による持続可能な森林経営の安定を図るため、林業専用道賀谷塩浜線を開設する計画でございます。

なお、当林業専用道の計画路線は、横浦、塩浜の3つの辺地にまたがっておりますので、事業費は3つの辺地とも同額での計上としております。

次に、51ページ、横浦辺地でございますが、賀谷辺地同様、林業専用道賀谷塩浜線を開設する計画でございます。

次に、52ページ、鑓川辺地でございますが、小船越辺地と同様に、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

次に、53ページ、大綱辺地でございますが、幅員が狭小な道路や道路法面の危険箇所を解消し、地域間の道路状況の是正を図るため市道佐保田線を整備する計画でございます。

なお、雞知辺地、小綱辺地、津柳辺地、比田勝辺地を合わせた5つの辺地で市道整備を計画しており、事業年度は、平成28年度から30年度まで予定しておりますが、うち雞知辺地及び比田勝辺地の計画年度は、平成28年度までとなっておりますので、雞知辺地及び比田勝辺地につきましては単年度事業費での計上、大綱、小綱、津柳の3つの辺地で同額の計上としております。

次に、54ページ、小綱辺地でございますが、大綱辺地と同様に地域間の道路状況の是正を図るため市道小綱銘線を整備する計画でございます。

次に、55ページ、津柳辺地でございますが、こちらも市道津柳女連線を整備する計画でございます。

次に、56ページ、佐護辺地でございますが、経年劣化による林道シゲクマ線、橋梁の延命化を図るため改修工事を行う計画にしております。

なお、瀬田辺地でも同様の改修工事を予定しておりますので、事業費は2つの辺地とも同額での計上としております。

次に、57ページ、新規計画の最後になりますが、久原辺地でございます。消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

続きまして、変更計画について御説明いたします。

まず、58ページ、大調辺地でございますが、林道矢立麓線改良事業におきまして、雨水により洗掘された路面及び路肩の補修並びに排水施設の施工箇所追加等に伴う事業費の増額による変更でございます。

次に、59ページ、下原辺地でございますが、既に計画を策定しておりました佐須簡易水道生活基盤近代化事業におきまして、国土交通省及び農林水産省で決められております労務単価が当初の計画時よりも上昇したことにより、事業費が増加したことによる変更でございます。

次に、60ページ、雞知辺地でございますが、森林資源の効率的な有効活用並びに地域山林の持続的な経営を実施するため、林業専用道雞知焼松線の開設を追加するものでございます。

また、地域間の道路状況の是正を図るため市道雞知樽ヶ浜線の整備を追加、さらには雞知地区簡易水道において、安定した水の供給を図るため老朽化した施設の改修を追加するものです。あわせて老朽化した高規格救急車の更新を追加するものでございます。

次に、63ページ、仁位辺地でございますが、既に計画しておりました林道畦口線開設事業におきまして、当初、事業延長を1,200メートルとしておりましたが、路線線形の変更に伴い、事業区間延長を1,360メートルとした結果、事業費に増が生じたことによる変更でございます。

次に、64ページ、塩浜辺地でございますが、林業専用道賀谷塩浜線の開設を追加するものでございます。

次に、65ページ、佐賀辺地でございますが、現在、峰町の消防団幹部は自家用車で災害現場に駆けつけている状況でありまして、スムーズな災害現場までの移動手法を確保するため、火災現場広報車の購入を追加するものでございます。

また、当辺地の消防団拠点施設は、老朽化による雨漏りや、台風など大雨時の対応に支障を来しているところであり、現在使用されておられません旧消防署峰出張所施設を解体し、同敷地内に新しい消防団拠点施設の建設を追加するものでございます。

次に、66ページ、佐須奈辺地でございますが、適正な医療体制を整え、医療水準の格差を是正するため、佐須奈診療所に高性能医療機器X線画像読取システムの導入を追加するものでございます。

なお、佐須奈、仁田の2つの辺地で購入を予定しており、事業費は2つの辺地とも同額での計

上としております。

次に、68ページ、仁田辺地でございますが、経年劣化による大矢谷線の橋梁の延命化を図る改修工事及び仁田診療所の高性能医療機器X線画像処理システム及び内視鏡挿入形状観測装置の導入を追加するものでございます。

次に、70ページ、泉辺地でございますが、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車の更新を追加するものでございます。

次に、71ページ、比田勝辺地でございますが、地域間の道路状況の是正を図るため市道上対馬病院線の整備を追加するものでございます。

また、国道382号線と市道比田勝川端線を結び、唯一車両が通行できます比田勝中央橋は、その先に認定こども園が建設されておりますが、老朽化が激しく、通行できる車両荷重も以前のままであるため、橋梁の整備をあわせて追加するものでございます。

次に、72ページ、琴辺地でございますが、既に計画しておりました琴地区統合簡易水道におきまして、当初計画しておりました配管ルートが、関係機関との協議等によりまして変更となり、送配水管の布設延長の増並びにポンプ等機械設備の規格変更等により、事業費の増額が生じたことによる変更でございます。

なお、この変更につきましては、芦見地区とあわせた2辺地との変更となっておりますが、事業期間が平成27年度から平成29年度までの予定であり、当辺地の計画期間は平成28年度までとなっておりますので、事業費は、芦見地区については全体事業費での変更としております。

最後に、74ページ、芦見辺地についてですが、琴辺地と同様に琴地区統合簡易水道整備事業の事業費増額に伴う変更、あわせまして消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車の更新を追加するものでございます。

以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第33号、対馬市過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

75ページをお願いいたします。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、平成28年第1回定例会におきまして議決していただきました対馬市過疎地域自立促進計画につきまして、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の事業計画でありましたが、有人国境離島特別措置法の制定による新たな政策課題などによりまして、平成29年度以降の過疎対策事業の活用に当たり、新たな産業創出のため事業計画を追加したいので、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、変更の議決をお願いするものでございます。

76ページからの対馬市過疎地域自立促進計画（変更）をごらんいただきたいと思います。

まず、2、産業の振興、(3)計画、(3)経営近代化施設におきまして、漁業所得向上に向けた経営改善や、新たな事業展開を目指す漁業者に対し経営指導を実施し、策定された経営改善計画に基づき必要な機材、機器整備に対し補助を行う新水産業収益性向上・活性化支援事業及び機器整備に対する支援を追加するものでございます。

次に、(8)観光又はレクリエーションにおきまして、あそうベイパーク乗用芝刈機購入事業の追加及び対馬市峰総合運動公園陸上競技場改修工事を、7、教育の振興から区分の変更を行うものでございます。

次に、77ページ、(9)過疎地域自立促進特別事業におきまして、本市の水産物を、韓国を初めとして広く世界にPR、発信することで観光客増加につなげ、島内の消費拡大や輸出を推進することで、島内漁業者の所得安定、生産意欲拡大につなげ、水産物流通拡大事業の追加、また、平成27年度まで発行しておりました「しまとく通貨」、これの精算に係るしま共通地域通貨事業の追加。

78ページ中、有害鳥獣による被害対策の現状を把握し、有効な対策の検討及び有害鳥獣の資源利用を促進することで被害対策にかかわる市民を増やし、獣害に強い安心して暮らせる地域づくりと、あわせまして新産業創出を目指した対馬猪鹿利活用促進事業の追加。

次に、79ページ中、国内外からの観光客の増加及び対馬ファンの獲得により、対馬の知名度向上を図り、リピーターの獲得、農林水産業者の所得向上、さらには農林水産業の魅力向上を図るグリーン・ツーリズム推進事業の追加、また、シイタケ生産の新規就業者及び新規協業体の参入を推進し、生産量の増加、生産者の所得、生産意欲の向上を図ることを目的とした対馬椎茸やる倍ナバダス計画事業の追加。

さらに80ページ中、林業従事者のスキルアップを行うことにより、技能レベルの向上を図る林業の星スキルアップ事業を追加するものでございます。

次に、(10)その他におきまして、厳原港、比田勝港、佐須奈港、竹敷港の改良に伴う県営港湾事業負担金を追加するものでございます。

次に、81ページをお願いいたします。

3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、(3)計画中、(1)市町村道道路におきまして、市道鱒浦落土線道路改良事業の追加をするものでございます。

次に、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(3)計画中、(8)過疎地域自立促進特別事業におきまして、子育て世帯の保育所及び幼稚園の利用料について、国の基準との差額を助成することによりまして、負担軽減を図る保育料軽減事業を追加するものでございます。

続きまして、82ページ、6、医療の確保、(2)その他におきまして、福祉医療費の支給対象を児童生徒まで拡大をするに当たり、本文を一部変更するものでございます。

次に、(3) 計画中、(1) 診療施設におきまして、下原診療所移転に伴い、佐須出張所の改良をあわせて行ったため、事業名を佐須出張所改修工事業から下原診療所移転事業に変更を行うものでございます。

次に、83ページ中、(3) 過疎地域自立促進特別事業におきまして、小学生、中学生に係る医療費の自己負担について、負担軽減を行い、子育て世帯の生活基盤の安定を図ることも医療費助成事業を追加するものでございます。

また、7、教育の振興中、(2) その対策におきまして、本文中、関連施設を追加するものでございます。

次に、84ページ、(3) 計画中、(1) 学校教育関連施設の項目に給食施設を追加し、給食運搬車購入事業を追加するものでございます。

次に、(3) 集会施設、体育施設におきまして、対馬市峰総合運動公園陸上競技場改修工事を、2、産業の振興、(3) 計画中、(8) 観光又はレクリエーション施設への区分の変更を行うものでございます。

最後に、8、地域文化の振興、(3) 計画中、(2) 過疎地域自立促進特別事業におきまして、種と神事を守り継承し続けてまいりました、対馬市、岡山県総社市、鹿児島県南種子町が一堂に会し、存続と活用について語り合い、友好と交流を深めるための赤米サミット2016 in 対馬事業を追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 昼食休憩とします。再開は午後1時からとします。

午後0時05分休憩

午後0時59分再開

○議長(堀江 政武君) 報告します。大部初幸議員より早退の届け出がっております。

再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第32号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第32号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第33号、対馬市過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第34号

日程第26. 議案第35号

○議長（堀江 政武君） 日程第25、議案第34号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第26、議案第35号、長崎県市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま一括議題となりました議案第34号、議案第35号は、総務部所管ですので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。議案集は87ページです。

議案第34号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてですが、今回の改正は南高北部環境衛生組合が、本年3月31日をもって、解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じたため、議会の議決をお願いするものでご

ございます。なお、88ページから90ページに、長崎縣市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約を示しております。

続きまして、議案第35号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。議案集は91ページになります。

長崎縣市町村総合事務組合を代表団体として、7市6町5組合で共同設置しております長崎縣市町村行政不服審査会ですが、平成29年3月31日をもって、南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、同審査会を共同設置する団体の数に変更が生じたため、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、92ページに同審査会共同設置規約の一部を変更する規約を示しております。

以上、2議案の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから2件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2件について一括して討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第34号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第35号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についての2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第36号

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

日程第30. 議案第39号

日程第31. 議案第40号

○議長（堀江 政武君） 日程第27、議案第36号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大增地区）から、日程第31、議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（志多留地区）までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま一括議題となりました議案第36号から第40号につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更5件についてでございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

議案書93ページ、議案第36号は長崎県が埠頭用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認し、その区域を上対馬町大增字尾崎に編入しようとするもので、位置にお示しのとおり上対馬町大增字尾崎732の第1他地先、並びに734の1及び738の第2に隣接する道路地先で、面積は943.14平方メートルでございます。

次に、議案書99ページ、議案第37号は対馬市が漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認し、その区域を上対馬町鰐浦字在所陽に編入しようとするもので、位置にお示しのとおり、上対馬町鰐浦字在所陽976他地先で、面積は2,734.63平方メートルでございます。

次に、議案書105ページ、議案第38号は同じく対馬市が漁港施設用地として公用水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認し、その区域を上対馬町鰐浦字在所陽及び字シツカリに編入しようとするもので、位置にお示しのとおり、上対馬町鰐浦字在所陽985の3地先を在所陽に編入し、字在所陽985の6、プラス字シツカリ988の1、プラス988の2、プラス988の3地先を字シツカリに編入するもので、面積は544.55平方メートルでございます。なお、プラス表記は筆界未定地でございます。

次に、議案書111ページ、議案第39号も同じく対馬市が漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認し、その区域を上対馬町鰐浦字シツカリに編入しようとするもので、位置にお示しのとおり、上対馬町鰐浦字シツカリ996他地先、並びに1,001及び1,003に隣接する道路地先、並びに1,034及び1,035に隣接する道路地先で、面積は9,361.44平方メートルでございます。

最後に議案書117ページ、議案第40号は対馬市が漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認し、その区域を上県町志多留字コブに編入しようとするもので、上県町志多留字コブ159の7、159の15及び159の20地先で、面積は109.13平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから、5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております5件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。5件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、5件について一括して討論、採決を行います。

議案第36号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大增地区）、議案第37号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰐浦地区）、議案第38号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰐浦地区）、議案第39号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鰐浦地区）、議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（志多留地区）の5件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

5件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。5件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 諮問第1号

日程第33. 諮問第2号

○議長（堀江 政武君） 日程第32、諮問第1号及び日程第33、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を説明いたします。

ただいま議題となりました諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてその提案理由を御説明申し上げます。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります永留堯吉氏及び一宮徳秀氏の2名の任期が本年6月30日をもって任期満了となりますので、永留堯吉氏の後任として志田博俊氏を、一宮徳秀氏の後任として宮原嗣明氏を委員に推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願いますのであります。

志田博俊氏は、峰町青海128番地にお住まいで、昭和47年4月から平成26年3月まで峰町役場及び対馬市役所に勤務された後、現在は一般財団法人対馬市農業振興公社副理事長として御活躍されております。人権に関する見識を有し、温厚実直な方で、地域での人望も厚いことから人権擁護委員として適任であると思われま。

宮原嗣明氏は、上対馬町舟志甲2300番地にお住まいで、坂の上整体院を営む傍ら、子供たちへの和太鼓、郷土芸能の保存と継承活動に取り組まれておられます。対馬市立比田勝小学校のPTA会長等も務められており、PTA活動や子供たちとの触れ合いを通じて身近な人権問題の存在とその解決に高い関心をお持ちの方でございます。

候補者のお二人は広く社会の実情に精通され、人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々であります。

どうぞ、よろしく御願申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから、2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2件について各案ごとに討論、採決を行います。

諮問第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。

諮問第1号は志田博俊氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。諮問第1号は志田博俊氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。

諮問第2号は宮原嗣明氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。諮問第2号は宮原嗣明氏を適任とすることに決定しました。

日程第34. 発議第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第34、発議第1号、盗難仏像の早期返還を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ただいま議題となりました発議第1号、盗難仏像の早期返還を求める意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

平成24年10月に盗難被害にあった、観音寺の観世音菩薩座像について、引き続き韓国政府に対し早急な返還を強く求めるよう、市議会として、日本政府に対し、要望するものであります。それでは、発議案を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

発議第1号、平成29年2月28日、対馬市議会議長堀江政武様、提出者対馬市議会議員黒田昭雄、賛成者、同船越洋一、同春田新一。盗難仏像の早期返還を求める意見書について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

盗難仏像の早期返還を求める意見書（案）。

平成24年10月に対馬市で盗難被害にあった、長崎県指定有形文化財、観音寺の仏像「観世音菩薩座像」について、本年1月26日、韓国大田地裁において「韓国政府に対し、仏像を韓国の寺（浮石寺）へ引き渡すよう命じる」判決が下され、韓国政府はこれを即日控訴し、仏像の寺への引き渡しは差し止められました。

この地裁判決は、日韓両国が批准するユネスコ条約に反し、不法であることは明白であり、到底受け入れられるものではなく、強い憤りを覚えます。

対馬は、朝鮮半島に隣接し、古代から朝鮮半島と日本の文物交流のかけ橋としての役割を果たしてきました。対馬市は、今後とも誠信交隣の精神で、文化的・経済的交流を発展させる必要があり、このような事件で友好的交流が損なわれてはなりません。

よって、国においては、引き続き韓国政府に対し、盗難に遭った仏像の早急なる返還を求めていただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年2月28日、長崎県対馬市議会。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、文部科学大臣です。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時23分散会
